

第117回 定時株主総会 招集ご通知

【ご来場自粛のお願い】

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主の皆様におかれましては、当日のご来場はお控えいただき、書面（郵送）またはインターネットにより事前に議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。

<https://www.kogi.co.jp/>

株主総会ご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番地
当社東工場 レインボーホール
末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。

議案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
6名選任の件

目次

第117回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
事業報告	10
連結計算書類	22
計算書類	24
監査報告書	26



KOGI C&E GROUP

Casting for industrial foundation 》産業の礎に
Environment for our future 》この国の未来に

虹技株式会社

証券コード 5603
2022年6月13日

株 主 各 位

姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地

虹技株式会社

代表取締役社長 山本 幹 雄

第117回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第117回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の「議決権行使書」のご返送、またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、2022年6月27日（月曜日）午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申し上げます。

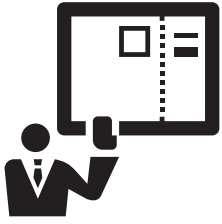
敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始時刻：午前9時）
2. 場 所 姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番地
当社東工場 レインボーホール
（末尾記載の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第117期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第117期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）
会計監査人および監査等委員会の第117期連結計算書類監査結果報告の件決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
4. その他株主総会招集に関する事項
法令および当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項については、当社ウェブサイト（<https://www.kogi.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
 - ③ 連結計算書類の「連結注記表」
 - ④ 計算書類の「株主資本等変動計算書」
 - ⑤ 計算書類の「個別注記表」なお、監査等委員会は本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類のほか、上記①～⑤につきましても監査しております。また、会計監査人は本招集ご通知に記載した連結計算書類および計算書類のほか、上記②～⑤につきましても監査しております。

以 上


- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.kogi.co.jp/>）に掲載させていただきます。
 - ◎本定時株主総会におきましては、当社役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様のご大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。




株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時

2022年6月28日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)




書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日(月曜日)
午後5時入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

見本

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

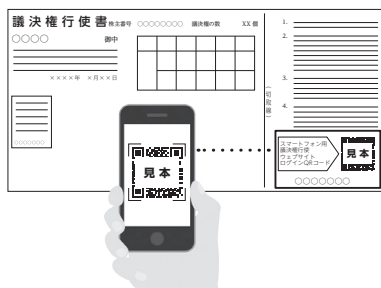
書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使[®]」

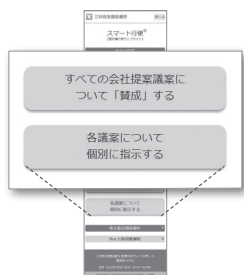
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

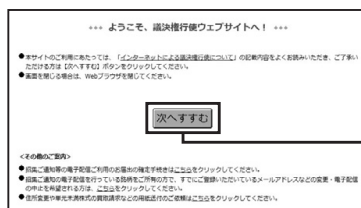
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがパソコン向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、パソコン向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

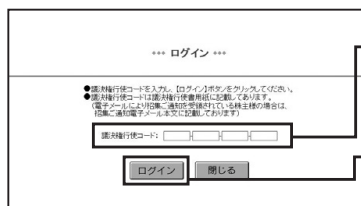
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の配当（第117期期末配当）に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置づけ、中長期的な事業計画に基づき、企業の継続的発展と企業価値の向上を図るために必要な内部留保を確保しつつ、安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開を勘案し、内部留保にも意を用い、当期の業績ならびに当社を取りまく環境を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10円 総額 33,142,000円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2022年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 株主総会の開催形式（場所の定めのない株主総会）の追加

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）に基づき、場所の定めのない株主総会の開催が認められたことに伴い、定款変更を行うものであります。なお、場所の定めのない株主総会の開催のための省令要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けております。

(2) 株主総会参考書類等の電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設け、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるためこれを削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(招 集) 第12条 当会社の定時株主総会は、 毎年6月にこれを招集し、 臨時株主総会は、必要あると きに随時これを招集する。 (新設)	(招 集) 第12条 (現行どおり) 2. <u>当会社の株主総会は、場所の 定めのない株主総会とするこ とができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="183 241 777 331"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p data-bbox="183 347 777 862">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="432 925 528 965">(新設)</p>	<p data-bbox="1062 241 1158 282">(削除)</p> <p data-bbox="831 925 1102 965"><u>(電子提供措置等)</u></p> <p data-bbox="815 981 1401 1227">第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p data-bbox="882 1243 1401 1597">2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>当社は、第114回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定する監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第1条</u> 当社は、第114回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項に規定する監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>(電子提供措置等の経過措置)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもって、これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員
 （6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締
 役6名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会において検討がなされまし
 たが、特段指摘すべき事項はないとの意見表明を受けております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	〔再任〕 やま もと みき お 山 本 幹 雄 (1959年7月1日生)	1982年4月 当社入社 2008年4月 大型鋳物事業部長 2011年6月 執行役員東京支社長 2015年6月 当社取締役 2016年4月 鋳物部門統括および風土改革担当 2017年2月 当社代表取締役社長（現在） 〔取締役候補者とした理由〕 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	4,000株
2	〔再任〕 たに おか つかさ 谷 岡 宗 (1960年4月8日生)	1984年4月 当社入社 2006年4月 経理部長 2009年6月 執行役員経理部長 2011年6月 当社取締役 2017年6月 当社常務取締役（現在） 2021年4月 経営企画部長および経理部、総務部、IT推進部 機能材料部、開発部担当（現在） 〔取締役候補者とした理由〕 財務部門、管理部門、電算部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	3,600株
3	〔再任〕 まつ もと とも ひろ 松 本 智 汎 (1944年12月29日生)	1963年3月 当社入社 2008年6月 執行役員大型鋳物事業部長および中国統括部長 2013年6月 当社取締役（現在） 2018年4月 海外事業部長（現在） 〔取締役候補者とした理由〕 製造部門、海外事業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	15,400株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	〔再任〕 かた ぎり やす はる 片 桐 康 晴 (1965年2月5日生)	1988年11月 当社入社 2011年4月 デンスバー事業部長 2015年1月 執行役員デンスバー事業部長 2019年6月 当社取締役(現在) 2021年4月 デンスバー事業部、人事部、環境安全管理部担当 (現在) 〔取締役候補者とした理由〕 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	2,500株
5	〔再任〕 はぎ の とよ あき 萩 野 豊 明 (1968年1月12日生)	1990年4月 当社入社 2013年4月 小型鋳物事業部長 兼同西ブロック営業グループリーダー 2015年1月 執行役員小型鋳物事業部長 2021年6月 当社取締役(現在) 小型鋳物事業部長および資材部担当(現在) 〔取締役候補者とした理由〕 営業部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。	2,000株
※6	〔新任〕 かじ の まさ のり 梶 野 正 則 (1956年10月7日生)	1981年4月 当社入社 2011年7月 環境装置事業部長 兼同設計工事グループリーダー 2019年4月 執行役員機械事業部長兼環境装置事業部長 2021年4月 執行役員環境エンジニアリング事業部長(現在) 〔取締役候補者とした理由〕 環境エンジニアリング事業設計工事部門を中心に当社業務に関する豊富な経験と知識を有しており、経営の重要事項の決定や業務執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できることから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。	1,400株

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 当社は、保険会社との間で取締役全員および執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、本議案でお諮りする候補者のうち再任の候補者については取締役として、梶野正則氏については執行役員として、すでに当該保険契約の被保険者となっております。本議案が原案どおり承認可決された場合、候補者全員を被保険者とする保険契約を同内容で更新予定であります。
(保険契約の内容の概要)
被保険者である取締役(監査等委員である取締役を含む。)または執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

以 上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染者数が増減を繰り返し、また、原材料や原油価格の高騰が続くなか、ウクライナ情勢などの地政学的リスクも加わり、景気の先行き不透明感が一層高まりました。

このようなもとで当社グループは、2019年度を初年度とする第6次3カ年計画に基づいて、既存事業の収益構造の改革や新たな分野の開拓、製品の開発、財務体質の更なる強化といった取組みを全社一丸となって進めてまいりました。

当連結会計年度の業績は、売上高231億1千7百万円（前期 180億6千8百万円）となりましたが、国内および中国子会社で原材料高騰分の価格転嫁に苦戦し、損益面では、営業利益1億5千4百万円（前期 2億8千4百万円）、経常利益8千9百万円（前期 3億8千3百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益4千3百万円（前期 2億8千5百万円）となりました。

事業別の概況は、次のとおりであります。

なお、当連結会計年度の期首から、従来の鋳物関連事業に加えて、環境関連事業をもう一つの柱とすることを目的とした2021年4月1日付の組織変更に伴い、報告セグメントを従来の「鋳物関連事業」、「環境関連事業」の2区分から、「Casting Field」、「Environment Field・環境エンジニアリング」、「Environment Field・機能材料」の3区分に変更しております。

また、前期のセグメント情報は、組織変更後のセグメント区分で記載しております。

① Casting Field

鋳型は、自動車産業の好況を受け、特殊鋼用鋳型の需要が伸び、売上高は、前期を上回りました。ロールは、輸出案件がコンテナ不足による輸送遅延等の影響で伸び悩み、売上高は、前期を下回りました。自動車用プレス金型鋳物は、国内金型メーカー向けが好調で、売上高は、前期を上回りました。大型産業機械用鋳物は、工作機械および鍛圧機械向けが好調で、売上高は、前期を上回りました。小型鋳物は、機械鋳物が順調に推移しましたが、電線共同溝用鉄蓋が前期を下回り、売上高は、前期並みで推移しました。デンスバーは、主要顧客先の需要が好調で、売上高は、前期を上回りました。海外事業の天津虹岡鋳鋼有限公司、南通虹岡鋳鋼有限公司は、現地の電気自動車化の推進により、新車開発が好調に推移し、売上高は、前期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は、192億8千4百万円（前期 152億7千万円）、セグメント利益は、原材料高騰の影響が大きく、9百万円（前期 3億2千9百万円）となりました。

② Environment Field・環境エンジニアリング

環境装置事業は、大型案件の工事が進捗したことにより、売上高は、前期を上回りました。送風機は、売上高は、前期を下回りましたが、環境・省エネ商品のトランスベクターは、半導体関連向けの需要が好調に推移し、売上高は、前期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は、28億5千9百万円（前期 19億8千9百万円）、セグメント利益は、1億3千5百万円（前期 1億7千2百万円）となりました。

③ Environment Field・機能材料

KCカーボンセラミックスは、銅・アルミ関連が好調に推移し、売上高は、前期を上回りました。KCメタルファイバーは、自動車、鉄道、産業機械向け摩擦材の需要が好調で、売上高は、前期を上回りました。

この結果、当事業の売上高は、9億4千9百万円（前期 7億8千4百万円）、セグメント利益は、4千2百万円（前期 セグメント損失3百万円）となりました。

④ その他の事業

当事業の売上高は、2千4百万円（前期 2千4百万円）、セグメント損失は、1百万円（前期 セグメント利益4百万円）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施しました設備投資額は総額で11億1千9百万円となりました。

当連結会計年度中に完成した設備、継続中の設備で特記すべきものはありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備資金および運転資金につきましては、自己資金と借入金をもって充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

日本経済の先行きにつきましては、新型コロナウイルスの感染者数が増減を繰り返し、原材料や原油価格の高騰が続くなか、ウクライナ危機などの地政学的リスクも加わり、先行き不透明な状況です。

素形材を主力とする当社グループは、国内鋳物事業市場の成熟化に対処するため、環境関連事業を事業のもう一つの柱とするべく送風機などを扱う機械事業部と都市ごみ焼却プラント建設を担う環境装置事業部を統合し、環境エンジニアリング事業部を立ち上げ、グループの呼称を「虹技C&Eグループ」に改めました。

また、今年度を初年度とする『C&Eへのこだわり』をキーワードとした「第7次3カ年計画」を策定し、より強固な経営基盤の構築と成長戦略の具現化のため、以下のような取組みを進めてまいります。

第7次3カ年計画

基本方針 C&Eへのこだわり

“こだわる”とは『細かな点まで気を使い価値を追求すること』

1. 重点課題

(1) 脱炭素社会に向けて

生産活動においてCO₂削減に取り組むとともに、新しいビジネスチャンスを創出する。

(2) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

デジタル技術を浸透させることで業務をより良いものへ変革する。

(3) 人材育成

将来に向けての安定的な基盤の構築と成長戦略の礎として技術継承を中心に人材育成に取り組む。

2. 経営目標

(1) 安定的な事業基盤の構築

既存事業での利益の増大をはかり安定的な事業基盤の構築を行う。

(2) 成長戦略の実現 ～虹技C&Eグループによる事業展開～

将来への虹技の持続的発展に向け成長戦略の実現をはかる。

このような取組みを推進し、「鋳物と環境の虹技」を定着させ、この不透明な事業環境下において、当社グループの存在感を発揮してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第114期 (2019年3月期)	第115期 (2020年3月期)	第116期 (2021年3月期)	第117期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	24,013	21,259	18,068	23,117
経 常 利 益 (百万円)	1,300	372	383	89
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	734	102	285	43
1株当たり 当期純利益 (円)	221.52	30.79	86.18	13.20
総 資 産 (百万円)	28,563	26,720	27,810	31,247
純 資 産 (百万円)	12,955	12,466	13,254	13,783
1株当たり 純資産額 (円)	3,139.89	3,047.91	3,257.60	3,329.99

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
虹技サービス株式会社	10 ^{百万円}	100%	サービス業
南通虹岡鑄鋼有限公司	1,642 (1,500万US\$)	51	金属製品の製造販売
天津虹岡鑄鋼有限公司	871 (800万US\$)	51	金属製品の製造販売

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

事業区分	事業の内容
Casting Field	鉄鋼圧延用ロール・鋼塊用鋳型・自動車用金型鋳物・デンスパー（連続鋳造鋳鉄棒）・一般鋳物製品等の製造および販売
Environment Field・環境エンジニアリング	環境関連装置・機械製品等の製造および販売・土木、建設工事の請負・ソーラー売電
Environment Field・機能材料	自動車、鉄道、産業機械向け摩擦材等の製造および販売

(8) 主要な営業所および工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

本社	兵庫県姫路市大津区勘兵衛町4丁目1番地
支社	東京（東京都港区）
営業所	名古屋（愛知県名古屋市）、北陸（石川県金沢市）、北九州（福岡県北九州市）
工場	姫路東工場（兵庫県姫路市）、姫路西工場（兵庫県姫路市）

② 子会社

虹技サービス株式会社	兵庫県姫路市
南通虹岡鋳鋼有限公司	中国 江蘇省 南通市
天津虹岡鋳鋼有限公司	中国 天津市

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
Casting Field	558 ^名	—
Environment Field・環境エンジニアリング	52	10名減
Environment Field・機能材料	20	4名減
全社（共通）	109	4名増
合計	739	10名減

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は従業員の10%未満のため含んでおりません。

2. 全社（共通）は、管理部門の従業員であります。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
450名	2名減	40.1歳	17.3年

(注) 従業員数は就業人員数であり、平均臨時雇用者数は従業員の10%未満のため含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,103 百万円
株式会社りそな銀行	720
株式会社三菱UFJ銀行	2,020

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 8,000,000 株
- (2) 発行済株式の総数 3,362,163 株 (自己株式47,963株を含む)
- (3) 株主数 2,445名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	314 千株	9.5 %
住友生命保険相互会社	190	5.7
虹技取引先持株会	179	5.4
株式会社三井住友銀行	148	4.5
株式会社りそな銀行	105	3.2
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	86	2.6
株式会社神戸製鋼所	81	2.4
株式会社三菱UFJ銀行	70	2.1
虹技社員持株会	67	2.0
三井住友信託銀行株式会社	60	1.8

(注) 持株比率は自己株式(47,963株)を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	山 本 幹 雄	
常 務 取 締 役	谷 岡 宗	経営企画部長および経理部、総務部、 I T 推 進 部、機 能 材 料 部、開 発 部 担 当
取 締 役	松 本 智 汎	海 外 事 業 部 長
取 締 役	水 田 敏 弘	技 術 部、環 境 エ ン ジ ニ ア リ ン グ 事 業 部、 ソ ー ラ ー 事 業 グ ル ー プ 担 当
取 締 役	片 桐 康 晴	デンスパー事業部、人事部、環境安全管理部担当
取 締 役	萩 野 豊 明	小 型 鋳 物 事 業 部 長 お よ び 資 材 部 担 当
取 締 役 (常勤監査等委員)	井 口 安 弘	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 克 明	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	松 山 康 二	公 認 会 計 士 松 山 康 二 事 務 所 代 表

- (注) 1. 取締役(監査等委員)井口安弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、井口安弘氏を常勤の監査等委員として監査等委員会にて選定しております。
3. 取締役(監査等委員)松山康二氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は取締役(監査等委員)井口安弘氏、鈴木克明氏および松山康二氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2021年6月25日開催の第116回定時株主総会において、萩野豊明氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
- ②2021年6月25日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって、取締役(監査等委員)日置善弘氏は任期満了により退任いたしました。
- ③2021年6月25日開催の第116回定時株主総会において、井口安弘氏は新たに取締役(監査等委員)に選任され就任いたしました。

6. 当事業年度中に取締役の地位および担当が次のとおり変更されました。

氏名	地位および担当		
	変更前	変更後	異動年月日
谷岡 宗	常務取締役 経理部長および総務部、人事部、経営企画部、環境安全管理部、防災管理室、情報システムグループ担当	常務取締役 経営企画部長および経理部、総務部、IT推進部、機能材料部、開発部担当	2021年 4月1日付
水田敏弘	取締役 資材部、技術部、機械事業部、環境装置事業部、ソーラー事業グループ担当	取締役 資材部、技術部、環境エンジニアリング事業部、ソーラー事業グループ担当	2021年 4月1日付
片桐康晴	取締役 デンスバー事業部、機能材料部、開発部担当	取締役 デンスバー事業部、人事部、環境安全管理部担当	2021年 4月1日付
水田敏弘	取締役 資材部、技術部、環境エンジニアリング事業部、ソーラー事業グループ担当	取締役 技術部、環境エンジニアリング事業部、ソーラー事業グループ担当	2021年 6月25日付

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で取締役全員および執行役員を被保険者として締結しており、被保険者である取締役（監査等委員である取締役を含む。）または執行役員がその職務に関し責任を負うこと、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。

ただし、故意または重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。

(4) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、「取締役」という。）の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ監査等委員会のご意見をいただいております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ.基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

ロ.取締役の報酬

a.全般

株主総会の決議により決定した取締役全員の報酬限度額の範囲内で、当社の事業規模、業務の特性、当該連結会計年度の業績その他諸般の事情を勘案し、各取締役の報酬等の額を取締役会の決議において決定する。取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬により構成する。

b.固定報酬

取締役の職位等を勘案して決定する。

c.業績連動報酬等

取締役と株主の利害共有を進め、当社の短期および中長期的な企業価値の向上と業績目標の達成に資することを目的とする。当期純利益（単体）の金額より算定した1株当たり配当額に応じ、取締役の職位等を勘案して、業績連動報酬等の金額を決定する。

d.非金銭報酬等

取締役が、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬がある。譲渡制限付株式の割当ては、当社における取締役の貢献度等諸般の事情を総合的に勘案して決定する。交付の方法は、事前交付型とする。

e.報酬等の種類別の割合

固定報酬、業績連動報酬等、譲渡制限付株式報酬の割合は、製造業で同規模の企業の報酬構成割合および役位ごとの報酬額の水準比較・検証を行うことにより、当社の役員報酬制度の客観性・妥当性を担保する。

f.報酬等を与える時期または条件

固定報酬は、月ごとに支払うこととする。

業績連動報酬等は、増額は、5月月初の取締役会にて、株主総会に上程する配当金額が、役員報酬増額の基準に該当するとき、当該金額について役員賞与として支給することを決議し、6月下旬に役員賞与として支給する。減額は、業績の状況を見極めて、代表取締役社長が取締役会に提案し、取締役会にて決議する。決議後、当該決議で定めた対象月より、役員報酬減額を実施する。役員報酬減額処置の終了も、同様に取締役会にて決議し、終了する。

譲渡制限付株式報酬は、業績に多大なる貢献をした等の事実が判明する都度、取締役会にて決議し支払うものとする。

g.報酬等の決定の委任に関する事項

固定報酬の個人ごとの報酬額については、取締役会の決議により代表取締役社長に委任する。代表取締役社長は、職位等を勘案してこれを決定する。なお、決定された個人別の固定報酬については、客観性・妥当性を担保するため、各年度ごとに代表取締役社長より監査等委員会に報告を行う。業績連動報酬等および非金銭報酬等である譲渡制限付株式報酬については、代表取締役社長への委任は行わず、取締役会により決定する。

固定報酬の個人ごとの報酬額について代表取締役社長山本幹雄に委任した理由は、当社グループを取り巻く環境や経営状況を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の報酬額を決定できると判断したためであります。

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、この決定方針に従い代表取締役社長への委任の手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定され、監査等委員会に報告されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

② 監査等委員である取締役の報酬等の額に係る決定に関する方針等

株主総会の決議により決定した監査等委員である取締役全員の報酬限度額の範囲内で、当社の事業規模、業務の特性、当該連結会計年度の業績その他諸般の事情を勘案し、各監査等委員である取締役の報酬等の額を監査等委員である取締役の協議により決定する。監督機能を担う監査等委員である取締役の報酬等は、その職務を鑑み、固定報酬のみとする。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	84 (0)	87 (0)	△2 (0)	— (—)	6 (0)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	21 (21)	21 (21)	0 (0)	— (—)	4 (4)
合計 (うち社外取締役)	105 (21)	108 (21)	△2 (0)	— (—)	10 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等の額は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第114回定時株主総会において年額144百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まない) とすること、および当該報酬額の範囲内で取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) に対して譲渡制限付株式を割り当てる。ただし、各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式の総数を1万5千株を上限とすることについて決議いただいております。
なお、当該定時株主総会終結時点の取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の員数は5名であり、また取締役 (監査等委員である取締役および社外取締役を除く。) の員数は5名であります。
3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月26日開催の第114回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
なお、当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。
4. 当事業年度に係る報酬等の業績連動報酬等の指標となる当期純利益 (単体) は121百万円であり、1株当たりの配当額は10円であります。当該指標を選択した理由は、本業での収益性を重視しており、業績連動報酬の指標として合理的と判断したからであります。

④ 取締役の報酬等についての株主総会決議による定めに関する事項

当社取締役の報酬等の限度額および割り当てる譲渡制限付株式の数の上限は以下のとおり、決議されております。

対象者	報酬等の種類	限度額および割り当てる譲渡制限付株式の数の上限	株主総会決議	左記総会終結時点の対象者の員数
取締役 (監査等委員を除く。)	金銭報酬	年額1億4千4百万円以内 (使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない。)	2019年6月26日開催の第114回定時株主総会	5名 (うち社外取締役0名)
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く。)	譲渡制限付株式の割当のための報酬	上記取締役(監査等委員を除く。)の金銭報酬年額1億4千4百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与および賞与は含まない。)の範囲内で、割り当てる譲渡制限付株式の数の上限、年1万5千株以内	2019年6月26日開催の第114回定時株主総会	5名 (うち社外取締役0名)
取締役 (監査等委員)	金銭報酬	年額30百万円以内	2019年6月26日開催の第114回定時株主総会	3名 (うち社外取締役3名)

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の状況	当社との関係
取締役 (監査等委員)	松山康二	公認会計士 松山康二事務所	代表	特別の関係はありません。

② 主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	井口安弘	2021年6月に就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回、監査等委員会10回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べられ、これまでの豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など監査等委員である社外取締役に求められる役割と責務を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
取締役 (監査等委員)	鈴木克明	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会14回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べられ、これまでの豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など監査等委員である社外取締役に求められる役割と責務を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。
取締役 (監査等委員)	松山康二	当事業年度に開催された取締役会14回、監査等委員会14回の全てに出席し、適宜質問し意見を述べられ、公認会計士としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督と経営全般への助言など監査等委員である社外取締役に求められる役割と責務を果たしておられます。また、当社のコーポレート・ガバナンスの向上に大いに寄与されてきました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました E Y 新日本有限責任監査法人は、2021年6月25日開催の第116回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 会計監査人の報酬等の額

区 分	E Y 新日本有限責任監査法人	太陽有限責任監査法人
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	—	26 百万円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	1 百万円	26 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画および報酬見積りの算出根拠、並びに従前事業年度における前任会計監査人の実績との比較などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、会社法第399条第1項の同意を行いました。
3. 当社の子会社南通虹岡鋳鋼有限公司および天津虹岡鋳鋼有限公司は、当社の会計監査人以外の会計士事務所（中国における当該資格を有するもの）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、E Y 新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として会計監査人交代に伴う引継ぎ業務を委託しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めた場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき監査等委員会が、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

- (注) 1. 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満の端数を切捨てております。比率その他の数字は、表示の数値未満を四捨五入しております。
2. 本事業報告における数値は、特に記載のない場合、当期末現在のものです。

連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	19,085	流 動 負 債	13,892
現金及び預金	3,123	支払手形及び買掛金	4,239
受取手形	375	短期借入金	6,370
売掛金	8,843	未払金	2,045
契約資産	451	未払法人税等	58
電子記録債権	2,524	契約負債	436
商品及び製品	1,177	賞与引当金	255
仕掛品	1,232	その他	486
原材料及び貯蔵品	1,248	固 定 負 債	3,570
その他	109	長期借入金	2,465
貸倒引当金	△0	繰延税金負債	302
固 定 資 産	12,161	退職給付に係る負債	478
有 形 固 定 資 産	9,844	リース債務	321
建物及び構築物	2,968	その他	2
機械装置及び運搬具	4,229	負 債 合 計	17,463
工具、器具及び備品	936	(純 資 産 の 部)	
リース資産	355	株 主 資 本	9,858
土地	1,220	資 本 金	2,002
建設仮勘定	133	資 本 剰 余 金	602
無 形 固 定 資 産	255	利 益 剰 余 金	7,308
投 資 そ の 他 の 資 産	2,061	自 己 株 式	△55
投資有価証券	1,990	その他の包括利益累計額	1,178
長期貸付金	1	その他有価証券評価差額金	682
繰延税金資産	0	繰延ヘッジ損益	△5
その他	69	為替換算調整勘定	463
貸倒引当金	△0	退職給付に係る調整累計額	38
資 産 合 計	31,247	非支配株主持分	2,747
		純 資 産 合 計	13,783
		負 債 純 資 産 合 計	31,247

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		23,117
売 上 原 価		20,319
売 上 総 利 益		2,797
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,643
営 業 利 益		154
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	52	
そ の 他	112	165
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	130	
そ の 他	99	230
経 常 利 益		89
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		89
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	66	
法 人 税 等 調 整 額	24	90
当 期 純 損 失		1
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		44
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		43

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,757	流動負債	10,213
現金及び預金	2,888	支払手形	588
受取手形	375	買掛金	2,828
売掛金	3,863	短期借入金	3,759
契約資産	451	未払金	1,482
電子記録債権	1,982	契約負債	434
商品及び製品	1,167	未払法人税等	58
仕掛品	1,033	未払消費税等	98
原材料及び貯蔵品	951	未払費用	182
前払費用	16	賞与引当金	179
その他	28	設備関係未払金	551
貸倒引当金	△0	その他	48
固定資産	10,184	固定負債	3,156
有形固定資産	6,822	長期借入金	2,140
建物	1,157	繰延税金負債	158
構築物	472	退職給付引当金	534
機械及び装置	2,852	リース債務	321
車両運搬具	17	その他	2
工具、器具及び備品	655	負債合計	13,369
リース資産	355	(純資産の部)	
土地	1,220	株主資本	8,897
建設仮勘定	91	資本金	2,002
無形固定資産	11	資本剰余金	602
ソフトウェア	10	資本準備金	602
その他	1	利益剰余金	6,347
投資その他の資産	3,349	利益準備金	375
投資有価証券	1,987	その他利益剰余金	5,972
関係会社株式	1,292	配当平均積立金	68
長期貸付金	1	別途積立金	578
その他	69	繰越利益剰余金	5,326
貸倒引当金	△0	自己株式	△55
資産合計	22,942	評価・換算差額等	675
		その他有価証券評価差額金	681
		繰延ヘッジ損益	△5
		純資産合計	9,572
		負債純資産合計	22,942

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年 4 月 1 日から
2022年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		16,234
売 上 原 価		14,352
売 上 総 利 益		1,882
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,770
営 業 利 益		111
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	0	
受 取 配 当 金	72	
そ の 他	69	142
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	34	
そ の 他	48	83
経 常 利 益		170
税 引 前 当 期 純 利 益		170
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	48	
法 人 税 等 調 整 額	0	49
当 期 純 利 益		121

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

虹技株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本伸吾 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田充規 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、虹技株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、虹技株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月23日

虹技株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岡本伸吾 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 高田充規 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、虹技株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第117期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第117期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、社内関係先から情報を収集しました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月24日 虹技株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役） 井 口 安 弘 ㊟

監 査 等 委 員（社外取締役） 鈴 木 克 明 ㊟

監 査 等 委 員（社外取締役） 松 山 康 二 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内

会場 姫路市大津区勘兵衛町3丁目12番地
当社東工場 レインボーホール

株主総会会場ご案内略図

